

別添2 国産乳製品需要拡大緊急対策事業

第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、一般社団法人日本乳業協会、全国乳業協同組合連合会、全国農協乳業協会、全国農業協同組合連合会及び全国酪農業協同組合連合会とする。

第2 定義

1 乳業者

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条第2項に規定する乳業を行う者

2 生乳生産者団体

生乳の生産者が直接又は間接の構成員となっている農業協同組合又は農業協同組合連合会

3 乳業者等

乳業者及び乳業者から国産乳製品を購入して実需者に販売する生乳生産者団体

4 バター等

バター及び脱脂粉乳

5 加工原料乳

畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する加工原料乳のうち、法第7条に基づく生産者補給金等に係る数量の認定を受けたもの

6 国産乳製品

乳業者のうち、加工原料乳を1日当たり2トン以上受け入れている者において製造されたバター等

7 輸入調製品等

輸入バター、輸入脱脂粉乳又は輸入調製品等

8 置換販売等

乳業者が製造したバター等を輸入調製品等との置換として販売又は自ら活用すること

9 新規販売

乳業者が製造したバター等を新たに製造する飲食料品の原料として用いる需要者へ販売すること

第3 事業の内容

事業実施主体は、次の1の取組を実施し、又は乳業者等が1の取組を実施する場合にはその取組を支援する。また、2の取組を実施する。

1 販売等価格差対策事業

乳業者等が、生乳の需給調整機能を維持するとともに国産乳製品の需要拡大を図るために、国産乳製品を新規販売又は置換販売等する取組

2 国産乳製品需要拡大緊急対策推進事業

事業実施主体は、1の事業の円滑な推進を図るために必要な会議の開催、調査・指導等を行うものとする。

第4 事業の要件

1 対象となる国産乳製品の数量

第3の1の事業の対象となる国産乳製品の数量は、令和3年1月28日以降に新規販売又は置換販売等した数量とする。

2 対象となる新規販売又は置換販売等

第3の1の事業の対象となる新規販売又は置換販売等は、令和2年12月15日以降に開始したものとする。

第5 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和2年度から令和3年度までとする。

第6 事業の実施

1 事業実施要領の作成

事業実施主体は、第3の1の事業を実施するに当たり、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取り扱い、補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成し、理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 事業の委託

事業実施主体は、この事業の一部を理事長が適当と認める者に委託して行うことができるものとする。この場合、委託契約を締結するものとする。

第7 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に掲げる補助対象経費及

び補助率により、事業実施主体が第3に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第8 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、乳業者等から提出された事業実施計画を取りまとめの上、自ら作成する事業実施計画とともに、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第1号の肥育牛経営改善等緊急対策事業（国産乳製品需要拡大緊急対策事業）補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）を理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の肥育牛経営改善等緊急対策事業（国産乳製品需要拡大緊急対策事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

（1）事業の中止又は廃止

（2）事業費の30パーセントを超える増減

（3）補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

（1）理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要と認めた場合は、交付決定額を限度として補助金を概算払することができるものとする。

（2）事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の肥育牛経営改善等緊急対策事業（国産乳製品需要拡大緊急対策事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

（1）乳業者等は、事業実施主体に対し、当該年度に実施した事業の実績を事業完了後速やかに報告するものとする。

（2）事業実施主体は、乳業者等から提出された実績を取りまとめの上、自らの事業の実績とともに、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに別紙様式第4号の実績報告書（以下「実績報告書」という。）を理事長に提

出するものとする。

第 9 事業の推進指導

事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係団体等との連携及び乳業者等に対するこの事業の趣旨、内容等の周知徹底に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

第 10 消費税及び地方消費税の取扱い

1 補助金交付申請書提出時の取扱い

事業実施主体は、理事長に対して補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 事業実績等の報告時の取扱い

事業実施主体は、1 のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 消費税等相当額が確定した場合の取扱い

事業実施主体は、1 のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第 5 号の肥育牛経営改善等緊急対策事業（国産乳製品需要拡大緊急対策事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2 の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合（事業実施主体自ら若しくはそれぞれの乳業者等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第11 帳簿等の整備保管等

1 帳簿の整備保管

事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。ただし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

2 事業実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、事業実施主体及び乳業者等に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

第12 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 販売等価格差対策事業	乳業者等が国産乳製品を新規販売又は置換販売等することを推進するための経費の1／2に相当する額	定額 ただし、第3の1の対象となるバター1キログラム当たり200円以内、脱脂粉乳1キログラム当たり50円以内とする。
2 国産乳製品需要拡大緊急対策推進事業	事業の円滑な推進を図るために必要な会議の開催、調査・指導等を行うために要する経費	定額

別紙様式第1号

令和 年度肥育牛経営改善等緊急対策事業（国産乳製品需要拡大緊急対策事業）補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

令和 年度において肥育牛経営改善等緊急対策事業（国産乳製品需要拡大緊急対策事業）を下記のとおり実施したいので、肥育牛経営改善等緊急対策事業実施要綱別添2の第8の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
別紙様式第1号の別添のとおり
- 3 事業に要する経費及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構 補助金	その他	
1 販売等価格差対策事業				
2 国産乳製品需要拡大緊急対策				

推進事業				
合計				

注：事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を括弧書きで記載するとともに、その委託先を備考の欄に記載すること。

4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 年 月 日
 (2) 事業完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類

- (1) 定款
 (2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

別紙様式第1号の別添

令和 年度肥育牛経営改善等緊急対策事業（国産乳製品需要拡大緊急対策事業）実施計画

1 販売等価格差対策事業

(単位：kg、円)

乳業者等名	品目名	需要者名	対象となる国産乳製品の数量 ①	経費の1／2に相当する額 ②	事業費(機構補助金) (③=①×②)	備考
合計						

注1：事業実施主体自らが新規販売又は置換販売等する場合にあっては、乳業者等名の欄内に、上段に事業実施主体名を、下段に括弧書きで国産乳製品を製造した乳業者名を記載すること。

注2：国産乳製品を輸入調製品等との置換として自ら活用する場合にあっては、需要者名の欄に「自社内置換」と記載すること。

2 国産乳製品需要拡大緊急対策推進事業

(単位：円)

取組内容	事業費	負担区分		積算	備考
		機構補助金	その他		
合計					

別紙様式第2号

令和 年度肥育牛経営改善等緊急対策事業（国産乳製品需要拡大緊急対策事業）補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった肥育牛経営改善等緊急対策事業（国産乳製品需要拡大緊急対策事業）の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、肥育牛経営改善等緊急対策事業実施要綱別添2の第8の2の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

注：2及び3については別紙様式第1号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度肥育牛経営改善等緊急対策事業（国産乳製品需要拡大緊急対策事業）補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった肥育牛経営改善等緊急対策事業（国産乳製品需要拡大緊急対策事業）について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、肥育牛経営改善等緊急対策事業実施要綱別添2の第8の3の(2)の規定に基づき申請します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業費遂行状況 (年 月 日現在)			既概 算払 受領 額 ⑤	今回概 算払請 求額 ⑥	年 月 日迄予定 出来高 (⑤+⑥) /②	残額 ②-⑤ -⑥
	事業費 ①	機構補 助金 ②	事業費 ③	機構補 助金	事業費出 来高 ③/①= ④				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

注：それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業の実施状況が明らかとなる書類を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店

預金種類 ○○預金

口座番号

口座名義

別紙様式第4号

令和 年度肥育牛経営改善等緊急対策事業（国産乳製品需要拡大緊急対策事業）実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった肥育牛経営改善等緊急対策事業（国産乳製品需要拡大緊急対策事業）について、下記のとおり実施したので、肥育牛経営改善等緊急対策事業実施要綱別添2の第8の4の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。
なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「肥育牛経営改善等緊急対策事業（国産乳製品需要拡大緊急対策事業）実績報告」のとおり

注1：別紙様式第1号の別添に準じて作成すること。

注2：第3の1の取組を実施する事業実施主体にあっては、販売等に係る契約書等、販売等を証明できる書類を添付すること。

3 事業に要した経費及び負担区分

注：別紙様式第1号の記の3に準じて作成すること。

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 年 月 日
(2) 事業完了年月日 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店
預金種類 ○○預金
口座番号
口座名義

別紙様式第5号

令和 年度肥育牛経営改善等緊急対策事業（国産乳製品需要拡大緊急対策事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあつた令和 年度肥育牛経営改善等緊急対策事業（国産乳製品需要拡大緊急対策事業）補助金について、肥育牛経営改善等緊急対策事業実施要綱別添2の第10の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。（返還がある場合、記載すること））

1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額（令和 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額）

金 円

2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円

4 補助金返還相当額（3 - 2）
金 円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成

員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料